

新型コロナウイルスの感染対策を含めて甲府市との協議内容

R3.3.4 報告者：甲府支部支部長 宮下貴文

Q1 モニタリング訪問ができない状況に対しての対応をどうしたらよいか。もしくは、このような状況でどうしても訪問、面会をしてのモニタリングを行う必要があるのか。また、ショートステイ利用中で面会できずモニタリング訪問ができない場合はどうしたらよいか。難病や呼吸器系疾患のある利用者様家族から感染リスクがあるからと訪問を断られた場合はどうすればよいか。

A 基本的にモニタリング訪問を行っていく。しかし、本人・家族により訪問拒否等があった場合には、居宅介護支援経過にその旨を詳細に記載する。(内容や理由) その上で、本人・家族からの聞き取りと事業所から聞き取りを行いモニタリング訪問とすることは可能。

Q2 施設系で面会禁止となっている場合や、感染のリスクを心配して担当者会議を断られて中止となった場合はどうしたらよいか。

A:基本は行っていく方向で話は進みます。しかし、面会中止やコロナウイルス等もあり来てほしくないと言われる場合もあると思います。その際は、その旨を詳細に記載し、各事業所へ照会を行いその結果を担当者会議録に記載して会議としても大丈夫です。

情報共有

○今後、ご家族に感染者が出た場合や、感染したのために介護が入ることが難しくなってしまうことが懸念されます。

○デイサービスのみ利用しているが、感染が心配でしばらくお休みすることになった。(報酬が発生しない！でも、利用者さんのご希望なのでこれは仕方がない。でも多くの方がこのような考えになると、経営も大変になる。)

○厚労省から「感染拡大防止に必要と判断した場合、介護のデイサービス事業者や障害者福祉施設に休業を要請するよう都道府県に求める方針を決めた。」とありましたが、今後拡大が増えると通所系サービスやショートステイの受け入れを拒否される可能性がある。かといって、訪問系サービスに切り替えるとしても、昨今のヘルパー不足で、訪問してもらえるかどうかはかなり心配です。

甲府市:今後、懸念される事項など第1号患者が発生した後の対応は随時検討していく。

感染者が出た後の対応として（現在の状況）

○事業所内で感染者が出てしまった場合は濃厚接触者（同事業所内のケアマネ）の訪問は控えていく。甲府市の地域包括支援センターがバックアップとして動いていく方向となる。

Q: DS について休止しているところがある。（甲府市では確認できていないが）コロナで休止は厚労省も望んでおらず時短でも行う方針を出している。ケアマネとして、閉じこもりによるフレイルが懸念されるのでできれば外出機会は確保したい考え。市として調査を行いコロナ関連での休止は是非やめてほしいと通達はできないか。

A (市): 通達は厚労省が出した程度の通達位しか出せない。市としてはお願いしていくくらいしかできない。

Q: もし、コロナを疑われる利用者がいた場合は DS を休むが（37.5℃以上）その場合の代替え案として訪問介護が入る。その際のガウン等を市で用意してほしい。それに伴う指導・教育も含めお願いしたい。その際の担当者会議等の省略も含め。プランは後出しとなる。

A (市): 購入できるかどうかわからないが検討していきます。緊急性もあるため、プランの後出しや担当者会議の照会での対応も可能とおもわれます。

Q: 出かけることが困難な場合は訪問介護を利用するが、訪問介護の導入ができない恐れがある。その場合、家族が対応できる場合は何とかなるかもしれないが、独居や高齢者世帯の場合は生活自体が成り立たなくなる恐れがあり、最悪亡くなることも想定される。この場合の対応として、市として福祉避難所を開設してほしい。既存の特養になる想定か？個室に隔離という国の指示があるのでそのように対応してほしい。

同居世帯の場合については、例えば本人が感染した場合は入院できるため問題ないが、家族が感染した場合も同様に避難できる場所がほしい。

A (市): 今後検討していきます。どのようにできるかも含めて検討です。

介護保険申請関係について

要望: 更新者の方は同じ介護度で1~2か月認定期間延長等の特別措置をお願いしたい。（終息になるまで）もちろん資格者証等による通知がほしい。（ケアマネに郵送も良い）

見解: 通達でもありました通り、病院・施設における面会禁止の処置を行っている場合は、現在の認定に12か月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとしております。

合算処置をとれる場合もありますのでその場合はご相談ください。別紙も参考にしてください。面会ができるようになったら改めて調査を行い、認定結果をだすようにします。

山梨県介護支援専門員協会甲府支部として、期間が延びてしまうような場合は、認定調査までの期間を同じ認定で生活が継続できるように配慮をお願いしました。

要望：新規申請の方は状況に応じてサービスが使えないと困る。調査無しで認定をいただける等の措置がほしい。暫定で動いて自費にならないように対応してほしい。

見解：市としては：病院に入院している新規の方は調査に入れなかった場合があると思われるので、そこはどうか思案している状況。しかし自宅に戻ってからの調査になる場合もあるので、申請時と状況が変わってしまう恐れがあることを承知していただきたい。区分変更申請も同様で、入院などしていると調査に入れなかった場合もあり時間がかかる時もある。申請時と状態が変わってしまう可能性も大きいことを承知してほしい。認定申請は状態が安定していることが条件ですので、安定していない時には申請の見送りをお願いしたいです。申請後発熱があった場合等、ちょっと訪問するのが厳しいかと思った時には市に連絡をほしいです。認定調査員を守らなければならない為です。認定審査会は継続して行っていく予定です。

市として見解を書面でほしい。（協会との共同でも可能）お願いしました。

今後も随時情報共有の為の会議を行っていく事となりました。